

大口町告示第54号

大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町業者指名審査事務取扱要綱の一部を改正する要綱

大口町業者指名審査事務取扱要綱（昭和56年大口町告示第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「副町長、地域協働部長、健康福祉部長、建設部長、総務部長、生涯教育部長」を「副町長、総務部長、地域協働部長、健康福祉部長、産業建設部長、生涯教育部長」に改める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。